

金融審議会「ディスクロージャーワーキング・グループ」(第 2 回) 説明資料に対する意見

日本公認会計士協会
副会長 関根 愛子

日本公認会計士協会では、平成 27 年 11 月 4 日付けで「開示・監査制度の在り方に関する提言」を公表 (http://www.hp.jicpa.or.jp/specialized_field/main/post_1837.html) しており、その提言内容を踏まえて次の通り意見を述べさせていただきます。

I. 見直しの視点

- 企業と投資家の建設的な対話を促進する観点を踏まえつつ、投資家が必要とする情報を効果的かつ効率的に提供するためには、どのような開示があるべき姿なのかを考えることがこのワーキング・グループの目的であるが、その検討に当たっては、開示される情報の信頼性の担保についても忘れてはならない。
- 対話のためには、財務情報に対する経営者の考え方、会社のスタンスを明確に示していくことが重要であり、そのために意味ある情報を非財務情報も含め、開示していくことが重要
- これを明確に示すためには、数字は正確である必要があり、また、具体的である必要はあるが、会社法と金融商品取引法の二元的開示制度の問題点を考えると実質的に一元化することが必要

II-1-(2)-i 開示書類間における開示内容の整理 (P5)

- 金融商品取引法、会社法及び取引所規則による開示について、各々の役割分担を踏まえ、各書類の開示項目や開示内容をどのように考えるか。
- 企業情報開示のあるべき姿を考える上では、作成者と情報利用者の双方がそれぞれの制度開示の役割を十分意識して行動していくことが必要
- 速報値である決算短信は開示内容を簡素化し、速報値に基づく企業と投資家の対話に時間を割くことや、有用な非財務情報の作成に労力を振り向けるといった実務を促すことが、企業と投資家の対話促進を図るためには非常に重要

II-2 開示の日程・手続に応じた選択肢の拡大、同日開示の場合の取扱い (P9, 10)

- 株主が株主総会議案に関する十分な検討を行えるような開示の日程・手続や開示のあり方について、どのように考えるか。
- 情報の信頼性を損なうことのない十分な作成期間及び高品質な監査を可能とする十分な監査期間を確保できる日程を検討することが必要
- 定時株主総会開催日の設定に当たっては、決算日後 3 か月を超える日程での開催も当然のこととする柔軟な対応により、株主総会の分散化を図るべき

3. 事業報告・計算書類と有価証券報告書

- 投資家が必要とする十分な情報を効果的かつ効率的に提供するとともに、後発事象の取扱いといった二元的開示制度による我が国固有の問題点を克服するため、会社法と金融商品取引法の法定開示における財務情報は一元化し、監査も実質的に一元化すべき

【(参考) 各開示書類の役割】 参照】

以上

(参考)各開示書類の役割

※「有報」…有価証券報告書

情報の内容と範囲	決算短信	計算書類	有報
	速報値として 投資家が必要とする情報	最終報告として 投資家等が必要とする情報	
情報の信頼性	決算短信	計算書類	有報
	監査による信頼性の担保は <u>求められていない</u>	監査による信頼性の担保が <u>必要</u>	
	<small>注) 監査人が全く関与しないということではない</small>		
情報開示の適時性	決算短信	計算書類	有報
	<u>早期開示</u> が必要	監査による信頼性担保を前 <u>提とした作成期間</u> が必要	

<我が国における現状の開示実態(平成27年3月期決算の上場会社)>

- 全体の約4割が、速報である決算短信発表日以前に確報である計算書類に係る会計監査人監査報告書を提出している実態がある
- 会計監査人監査報告書日付の平均は決算日後44日程度となっており、諸外国との比較において極めてタイト

我が国では、速報性にこそ意味のある決算短信に、確報値に求められる信頼性まで求める慣行となっている

諸外国と比べ、我が国では信頼性を担保すべき開示書類の作成期間及び監査期間が十分に確保されていない



- 上場会社においては、計算書類の作成及び監査報告書の発行を後ろ倒しすることで、有報及びその監査報告書と同時期に開示すべき
- 開示すべき情報及び監査については一元化し、重複業務を排除するとともに、株主・投資家に対し、必要な情報を分かりやすい形で提供すべき